

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：九州防衛局

審議対象期間		平成24年 4月 1日 ～ 平成25年 3月 31日	
審議対象件数		1, 285 件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）			
抽出件数		4 件	(審議概要)  地方調達等 (役務及び物品等) 1 地方調達等発注実績について 2 抽出事案について
地方 調 達 等	一般競争	4 件	
	指名競争	0 件	
	随意契約	0 件	
		意見・質問	回 答
○委員からの 意見・質問  ○それに対する 回答等		○地方調達について <b>1【ファイル購入】</b> (一般競争)(複数者応札)  ・過去の入札状況を見ると、予定 価格が違うが、年度毎の購入数量 は同じではないのか。  ・平成24年度の予定価格につい ては、複数の業者見積のうち最低 価格を採用しているとのことだ が、カタログ定価等に対する値引 き率を掛けて単価を決定する方 法は採らないのか。  ・見積依頼業者はどのように選定 しているのか。  ・過去に入札実績がある者に提出 を依頼し徴収した見積書と事後公 表される入札契約状況から毎年 の比較が安易なことから、落札率 が100%となったのではない か。 競争性を確保するためには、予 定価格を作成する際、最低見積 価格を採用する、若しくは平均 の見積価格を採用するなど検討 して予定価格を決定する等の措 置が必要ではないか。	・過去3ヶ年の購入数量の平均を 予定数量として採用しているこ とから、予定価格は毎年違う。  ・定価がオープン価格となってい るものが多いため、見積最低 価格を採用したものである。  ・前年度の入札参加業者の中 から5者程度選定し見積依頼 している。  ・予定価格の算定については、 見積総価、または各最低単 価の採用などについても検討 のうえ対処したい。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p><b>2 〔新田原飛行場周辺地区(24) 牧草撫育管理業務〕</b> (一般競争)(1者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特記仕様書で農機具名が明記されているが、特定メーカーの名称であれば、一般的な名称とすべきではないか。</li> <li>・競争参加資格の参加要件として、宮崎県内に本支店又は営業所が所在することとしているが、半径何キロというような設定は出来ないのか。</li> <li>・仕様のとおり作業したことを確認するためのチェックする項目を整理したシート等はないのか。特記仕様書等に記載すべきではないか。</li> <li>・この業務が出来るのは、1者しかないのか。</li> <li>・成長した牧草が病気だったり、なんらかの欠陥があった場合は売れないことになるが、その時のかし保証はないのか。</li> </ul> <p><b>3 〔新田原飛行場周辺地区(24) 牧草売払〕</b> (一般競争)(1者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格はどのように算定するのか。たとえばその時の相場とあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考使用機種として記載したもので、原則として業務が一般的な農業機械であれば問題ない。なお、今後の特記仕様書の内容については見直しを行うこととしたい。</li> <li>・県境等に対象施設があれば検討する必要が生じるが、一般的には、九州南3県などの表現で問題はない。</li> <li>・シート等によるチェックは有効であることから今後改善したい。</li> <li>・1者だけではないと思われるが、機材及び人員が揃っており、かつ点在する広い地域への対応が求められることから、参加数が限られてくる状況である。</li> <li>・今まで問題はなかったが、そのような場合の対処も必要となることも考えられることから検討していきたい。</li> <li>・一般的な相場価格を予定価格としており、その時の牧草の出来具合で価格が変わることから、予定価格の決定については年々のデータと比較して妥当性を確認している。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年、特定の1者が買っているのか。</li> <li>・ 地域性からすると、撫育業務と売払いは一体の契約とする方が合理的ではないか。</li> <li>・ 入札説明書において、「入札無効者との契約は行わない」旨をわざわざ表現しているがなぜか。また「現物と工事数量等が符号しない時でも契約を拒むことはできない」ということだが、あまりにも強い書き方ではないか。</li> <li>・ 本件は国有地で牧草を育てて売るという一連の業務であるが、他の方から見てもわかりやすいように整理していただきたい。</li> </ul> <p><b>4【駐留軍等労働者健康診断等業務委託】</b> (一般競争)(複数者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格はどのように決定しているのか。</li> <li>・ 従来1者応札により高い落札率で契約してきたが、今回初めて複数者での応札となり、契約者の落札率がかなり低く、また落札出来なかった者の応札金額も予定価格に非常に近い金額であるが、競争したということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結果としては、そうである。</li> <li>・ 牧草の成長具合により売払い契約をすることから契約を一体とすることは難しい。</li> <li>・ 一般的な入札説明書の記載内容である。また、現物と工事数量が符合しない場合については、柔軟な表現にしたい。</li> <li>・ 撫育と売払いについては、さらにわかりやすいように整理したい。</li> <li>・ 健康診断項目に基づく見積を複数の医療機関に依頼し、提出された受診項目毎の見積単価に受診予定数を乗じ、総価で比較した最低価格の金額を予定価格として設定している。</li> <li>・ 見積依頼を実施した複数の医療機関の中には今回落札出来なかった者も含まれており、提出された見積書の金額は見積依頼した金額より安価であったことから、競争性が発揮された結果だと思われる。</li> </ul>

	意見・質問	回答
○委員からの 意見・質問  ○それに対する 回答等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の落札率と比較すると、かなり低くなったが、医療行為における委託業務という観点からも本契約における品質の確保は大丈夫か。</li> <li>・入札心得書において、「入札後に仕様書等についての不明を理由に異議申し立てを行うことはできない」旨の記載がされているが、表現が強固ではないか。入札後であっても仕様書等における誤謬等の指摘については双方においても有益であるのではないか。</li> <li>・入札内訳書における受診項目毎の予定人数の算出方法はどのように行っているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者の業務実績については、過去に瑕疵等の問題はなく、本件においても従来と同様の品質確保がなされた。</li> <li>・一般事項な入札説明書の記載内容であり、交付した資料等は熟読して入札に望むこととしており、疑義等ある場合は事前に質問等を行うことが出来る旨の記載をしているところであり、特に表現を強固にした、ということではない。</li> <li>・受診人数については、対象年齢に達する人数の実数を予定人数としている場合、また雇用形態等に応じて流動的なものは過去の実績より算出する場合等がある。</li> </ul>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
2. 談合情報案件の処理状況について		
談合情報件数	0件	(審議概要) 該当案件なし
○委員からの 意見・質問  ○それに対する 回答等	意見・質問  なし	回答
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	